

後期高齢者医療被保険者の方へ

「後期高齢者医療被保険者証 (保険証)」の更新のお知らせ

現在お持ちの保険証（水色）の有効期限は、平成21年7月31日までとなっています。

新しい保険証（黄色）は7月中に簡易書留で郵送いたしますので、平成21年8月1日からは新しい保険証をお使いください。

なお、保険証に記載してある一部負担金の割合は、平成21年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。



*新しい保険証（黄色）の文字の位置、大きさが見やすくなりました。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新のお知らせ



すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」（水色）をお持ちの方は、平成21年7月31日で期限切れとなり更新が必要となりますが、平成21年8月1日から引き続き該当される方には、役場保険課から新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）を郵送します。

なお、入院中（予定）の方でまだ「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方は、下記担当課に相談してください。

*世帯の全員が市町村民税非課税の方が対象となります。

平成21年度の保険料が決定しました

平成21年度の正式な保険料額が決定しましたので、7月中旬ごろに保険料額決定通知書等を送付します。

また、所得の低い方は、均等割額が9割・8.5割・5割・2割軽減されます。

新規に後期高齢者医療制度に加入された方につきましては、これまで加入されていた保険の種類、加入時期などによって、保険料の支払方法や支払時期が異なりますのでご注意ください。

問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎ 286 - 3111 内線 121 ~ 123